

# 2024年版「税務手帳」追録

---

(令和6年6月1日現在)

**編集 日本税理士会連合会**

東京都品川区大崎1-11-8

日本税理士会館8階

郵便番号141-0032 電話03(5435)0931(代)

**発行 株式会社 中央経済社**

# 目 次

## ● 令和6年度税制改正

- ① 法人税 ..... 1
- ② 所得税 ..... 14
- ③ 相続税・贈与税 ..... 24
- ④ 消費税その他 ..... 25
- ⑤ 納税環境整備 ..... 28

## ● 都道府県別健康保険料率 ..... 30

## ● 令和6年度税制改正

### ① 法人税

---

#### 1. 給与等の支給額が増加した場合の税額控除制度〔賃上げ促進税制〕の見直し

(1) 全法人向けの措置について、次の見直しを行った上、その適用期限を3年延長する。

① 原則の税額控除率を10%（改正前：15%）に引き下げる。

② 税額控除率の上乗せ措置を次の場合の区分に応じそれぞれ次のとおりとする。

イ 継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が4%以上である場合 税額控除率に5%（その増加割合が5%以上である場合には10%とし、その増加割合が7%以上である場合には15%とする。）を加算する。

ロ 教育訓練費の額の比較教育訓練費の額に対する増加割合が10%以上であり、かつ、教育訓練費の額が雇用者給与等支給額の0.05%以上である場合 税額控除率に5%を加算する。

ハ プラチナくるみん認定又はプラチナえるほし認定を受けている場合 税額控除率に5%を加算する。

③ 本措置の適用を受けるために「給与等の支給額の引上げの方針、取引先との適切な関係の構築の方針その他の事項」を公表しなければならない者に、常時使用する従業員の数が2,000人を超えるものを加える。

④ 本措置の適用を受けるために公表すべき「給与等の支

給額の引上げの方針、取引先との適切な関係の構築の方針その他の事項」における取引先に消費税の免税事業者が含まれることを明確化する。

- (2) 青色申告書を提出する法人で常時使用する従業員の数が2,000人以下であるもの（その法人及びその法人との間にその法人による支配関係がある法人の常時使用する従業員の数の合計数が1万人を超えるものを除く。）が、令和6.4.1から令和9.3.31までの間に開始する各事業年度において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が3%以上であるときは、控除対象雇用者給与等支給増加額の10%の税額控除ができる措置を加える。

この場合において、税額控除率の上乗せ措置を次の場合の区分に応じそれぞれ次のとおりとする。

- ① 継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が4%以上である場合 税額控除率に15%を加算する。
- ② 教育訓練費の額の比較教育訓練費の額に対する増加割合が10%以上であり、かつ、教育訓練費の額が雇用者給与等支給額の0.05%以上である場合 税額控除率に5%を加算する。
- ③ 当期がプラチナくるみん認定若しくはプラチナえるほし認定を受けている事業年度又はえるほし認定（3段階目）を受けた事業年度である場合 税額控除率に5%を加算する。

ただし、控除税額は、当期の法人税額の20%を上限とする。

- (注) 資本金の額等が10億円以上であり、かつ、常時使用

する従業員の数が1,000人以上である場合には、給与等の支給額の引上げの方針、取引先との適切な関係の構築の方針その他の事項をインターネットを利用する方法により公表したことを経済産業大臣に届け出ている場合に限り、適用があるものとする。

(3) 中小企業向けの措置について、次の見直しを行い、控除限度超過額は5年間の繰越しができることとした上、その適用期限を3年延長する。

① 教育訓練費に係る税額控除率の上乗せ措置について、教育訓練費の額の比較教育訓練費の額に対する増加割合が5%以上であり、かつ、教育訓練費の額が雇用者給与等支給額の0.05%以上である場合に税額控除率に10%を加算する措置とする。

② 当期がプラチナくるみん認定若しくはプラチナえるほし認定を受けている事業年度又はくるみん認定若しくはえるほし認定（2段階目以上）を受けた事業年度である場合に税額控除率に5%を加算する措置を加える。

(注) 繰越税額控除制度は、繰越税額控除をする事業年度において雇用者給与等支給額が比較雇用者給与等支給額を超える場合に限り、適用できることとする。

(4) 給与等の支給額から控除する「給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額」に看護職員処遇改善評価料及び介護職員処遇改善加算その他の役務の提供の対価の額が含まれないこととする。

(5) その他所要の措置を講ずる。

## 2. 公益信託制度の創設に伴う措置

(1) 公益信託の信託財産に帰せられる収益及び費用については、委託者及び受託者の段階で法人税を課税しないことと

する。

(2) 公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金（出資に関する信託事務に充てられることが明らかなものを除く。）について、特定公益増進法人に対する寄附金と同様に、別枠の損金算入限度額の対象とする。

(3) その他所要の措置を講ずる。

(注) 公益信託に関する法律（令和6年法律30号）の施行の日から適用する。また、現行の特定公益信託及び特定公益信託以外の公益信託について、所要の経過措置を講ずる。

### 3. 適格現物出資の見直し

(1) 内国法人が外国法人の本店等に無形資産等の移転を行う現物出資について、適格現物出資の対象から除外する。

(注) 上記の「無形資産等」とは、次に掲げる資産で、独立の事業者の間で通常取引の条件に従って譲渡、貸付け等が行われるとした場合にその対価が支払われるべきものをいう。

① 工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式又はこれらに準ずるもの（これらの権利に関する使用権を含む。）

② 著作権（出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを含む。）

(2) 適格現物出資への該当性の判定に際し、現物出資により移転する資産等（国内不動産等を除く。）の内外判定は、内国法人の本店等若しくは外国法人の恒久的施設を通じて行う事業に係る資産等又は内国法人の国外事業所等若しくは外国法人の本店等を通じて行う事業に係る資産等のいず

れに該当するかによることとする。

(注) 令和6.10.1以後に行われる現物出資について適用する。

#### 4. 暗号資産の時価評価課税の見直し

法人が有する市場暗号資産に該当する暗号資産で譲渡についての制限その他の条件が付されている暗号資産の期末における評価額は、次のいずれかの評価方法のうちその法人が選定した評価方法（自己の発行する暗号資産でその発行の時から継続して保有するものにあつては、次の(1)の評価方法）により計算した金額とするほか、所要の措置を講ずる。

(1) 原価法

(2) 時価法

(注) 上記の評価方法は、譲渡についての制限その他の条件が付されている暗号資産の種類ごとに選定し、その暗号資産を取得した日の属する事業年度に係る確定申告書の提出期限までに納税地の所轄税務署長に届け出なければならないこととする。なお、評価方法を選定しなかった場合には、原価法により計算した金額をその暗号資産の期末における評価額とする。

#### 5. 試験研究を行った場合の税額控除制度〔研究開発税制〕の見直し

(1) 制度の対象となる試験研究費の額から、内国法人の国外事業所等を通じて行う事業に係る試験研究費の額を除外する。

(注) 令和7.4.1以後に開始する事業年度から適用する。

(2) 一般試験研究費の額に係る税額控除制度について、令和8.4.1以後に開始する事業年度で増減試験研究費割合が

零に満たない事業年度につき、税額控除率を次のとおり見直すとともに、税額控除率の下限（改正前：1%）を撤廃する。

- ① 令和8.4.1 から令和11.3.31までの間に開始する事業年度  $8.5\% + \text{増減試験研究費割合} \times 30\text{分の}8.5$
- ② 令和11.4.1 から令和13.3.31までの間に開始する事業年度  $8.5\% + \text{増減試験研究費割合} \times 27.5\text{分の}8.5$
- ③ 令和13.4.1 以後に開始する事業年度  $8.5\% + \text{増減試験研究費割合} \times 25\text{分の}8.5$

## 6. 事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は特別控除制度〔戦略分野国内生産促進税制〕の創設

青色申告書を提出する法人で産業競争力強化法の改正法の施行の日から令和9.3.31までの間にされた同法の事業適応計画の認定に係る同法の認定事業適応事業者（その事業適応計画にその計画に従って行うエネルギー利用環境負荷低減事業適応のための措置として同法の産業競争力基盤強化商品の生産及び販売を行う旨の記載があるものに限る。）であるものが、その事業適応計画に記載された産業競争力基盤強化商品のうち、半導体又は特定商品生産用資産の生産をするための設備の新設又は増設をする場合において、その新設又は増設に係る機械その他の減価償却資産（以下「産業競争力基盤強化商品生産用資産」という。）の取得等をして、国内にある事業の用に供したときは、その認定の日以後10年以内（以下「対象期間」という。）の日を含む各事業年度において、その産業競争力基盤強化商品生産用資産により生産された産業競争力基盤強化商品のうちその事業年度の対象期間において販売されたものの数量等に応じた金額とその産業競争力基盤強化商品生産用資産の取得価額を基礎とした金額（既に本

制度の税額控除の対象となった金額を除く。)とのうちいずれか少ない金額の税額控除ができることとする。

ただし、控除税額は、デジタルトランスフォーメーション投資促進税制の税額控除制度による控除税額及びカーボンニュートラルに向けた投資促進税制の税額控除制度による控除税額との合計で当期の法人税額の40%（半導体生産用資産にあっては、20%）を上限とし、控除限度超過額は4年間（半導体生産用資産にあっては、3年間）の繰越しができる。

## 7. 特定税額控除規定の不適用措置の見直し

大企業につき研究開発税制その他生産性の向上に関連する税額控除の規定（特定税額控除規定）を適用できないこととする措置について、次の見直しを行った上、その適用期限を3年延長する。

- (1) 資本金の額等が10億円以上であり、かつ、常時使用する従業員の数が1,000人以上である場合及び前事業年度の所得の金額が零を超える一定の場合のいずれにも該当する場合における要件の上乗せ措置について、次の見直しを行う。
  - ① 本措置の対象に、常時使用する従業員の数が2,000人を超える場合及び前事業年度の所得の金額が零を超える一定の場合のいずれにも該当する場合を加える。
  - ② 国内設備投資額に係る要件を、国内設備投資額が当期償却費総額の40%（改正前：30%）を超えることとする。
- (2) 継続雇用者給与等支給額に係る要件を判定する場合に給与等の支給額から控除する「給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額」に看護職員処遇改善評価料及び介護職員処遇改善加算その他の役務の提供の対価の額が含まれないこととする。

## 8. 生産方式革新事業活動用資産等の特別償却制度の創設

青色申告書を提出する法人で農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律の生産方式革新実施計画の認定を受けた農業者等（その農業者等が団体である場合におけるその構成員等を含む。以下同じ。）又は生産方式革新実施計画の認定を受けた農業者等の同法の生産方式革新事業活動の促進に資する措置としてその計画に記載されたもの（以下「促進措置」という。）を行う同法のスマート農業技術活用サービス事業者若しくは食品等事業者であるものが、同法の施行の日から令和9.3.31までの間に、次の機械その他の減価償却資産のうち一定の基準に適合するもの（以下「生産方式革新事業活動用資産等」という。）の取得等をして、その法人の生産方式革新事業活動（スマート農業技術活用サービス事業者又は食品等事業者にあつては、その促進措置）の用に供した場合には、その取得価額に、次の生産方式革新事業活動用資産等の区分に応じそれぞれ次の償却率を乗じた金額の特別償却ができることとする。

- (1) 認定生産方式革新実施計画に記載されたその農業者等が行う生産方式革新事業活動の用に供する設備等を構成する機械装置、器具備品、建物等及び構築物 32%（建物等及び構築物については、16%）
- (2) 認定生産方式革新実施計画に記載された生産方式革新事業活動の促進に資する措置の用に供する設備等を構成する機械装置 25%

## 9. 事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却制度の廃止

令和6.3.31をもって廃止された。

## 10. 特許権等の譲渡等による所得の課税の特例〔イノベーションボックス税制〕の創設

青色申告書を提出する法人が、令和7.4.1から令和14.3.31までの間に開始する各事業年度において居住者若しくは内国法人（関連者であるものを除く。）に対する特定特許権等の譲渡又は他の者（関連者であるものを除く。）に対する特定特許権等の貸付け（以下「特許権譲渡等取引」という。）を行った場合には、次の金額のうちいずれか少ない金額の30%に相当する金額は、その事業年度において損金算入できることとする。

- (1) その事業年度において行った特許権譲渡等取引ごとに、次の①の金額に次の②の金額のうち次の③の金額の占める割合を乗じた金額を合計した金額
  - ① その特許権譲渡等取引に係る所得の金額
  - ② 当期及び前期以前（令和7.4.1以後に開始する事業年度に限る。）において生じた研究開発費の額のうち、その特許権譲渡等取引に係る特定特許権等に直接関連する研究開発に係る金額の合計額
  - ③ 上記②の金額に含まれる適格研究開発費の額の合計額
- (2) 当期の所得の金額

## 11. 交際費等の損金不算入の見直し

次の措置を講じた上、その適用期限を3年延長する。

- (1) 損金不算入となる交際費等の範囲から除外される一定の飲食費に係る金額基準を1人当たり1万円以下（改正前：5,000円以下）に引き上げる。
  - (2) 接待飲食費に係る損金算入の特例及び中小法人に係る損金算入の特例の適用期限を3年延長する。
- （注） 上記(1)の改正は、令和6.4.1以後に支出する飲食費

について適用する。

## 12. 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の見直し

対象法人から電子情報処理組織を使用する方法（e-Tax）により法人税の確定申告書等に記載すべきものとされる事項を提供しなければならない法人のうち常時使用する従業員の数が300人を超えるものを除外した上、その適用期限を2年延長する（適用期限の延長は、所得税についても同様とする。）。

## 13. 外形標準課税の見直し

### (1) 減資への対応

- ① 対象法人について、現行基準（資本金又は出資金（以下「資本金」という。）1億円超）を維持する。ただし、当分の間、当該事業年度の前事業年度に外形標準課税の対象であった法人であって、当該事業年度に資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金（これに類するものを含む。以下「資本剰余金」という。）の合計額（以下「資本金と資本剰余金の合計額」という。）が10億円を超えるものは、外形標準課税の対象とする。
- ② 施行日以後最初に開始する事業年度については、上記①にかかわらず、公布日を含む事業年度の前事業年度（公布日の前日に資本金が1億円以下となっていた場合には、公布日以後最初に終了する事業年度）に外形標準課税の対象であった法人であって、当該施行日以後最初に開始する事業年度に資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超えるものは、外形標準課税の対象とする。
- ③ その他所要の措置を講ずる。

(注) 令和7.4.1に施行し、同日以後に開始する事業年度から適用する。

(2) 100%子法人等への対応

① 資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える法人（当該法人が非課税又は所得割のみで課税される法人等である場合を除く。）又は相互会社・外国相互会社（以下「特定法人」という。）の100%子法人等のうち、当該事業年度末日の資本金が1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額（公布日以後に、当該100%子法人等がその100%親法人等に対して資本剰余金から配当を行った場合においては、当該配当に相当する額を加算した金額）が2億円を超えるものは、外形標準課税の対象とする。

② 令和9.3.31までの間に産業競争力強化法の特別事業再編計画の認定を受けた認定特別事業再編事業者が、当該認定を受けた計画に従って行う一定の特別事業再編のための措置として他の法人の株式等の取得、株式交付又は株式交換を通じて当該他の法人を買収し、その買収（一定のものに限る。）の日以降も引き続き株式等を有している場合には、当該他の法人（当該認定特別事業再編事業者が当該計画の認定を受ける前5年以内を買収した法人を含む。以下「他の法人等」という。）が行う事業に対する法人事業税については、当該買収の日の属する事業年度からその買収の日以後5年を経過する日の属する事業年度までの各事業年度においては、外形標準課税の対象外とする。ただし、当該他の法人等が、現行基準（資本金1億円超）又は上記(1)により外形標準課税の対象である場合は、特例措置の対象から除外する。

③ 上記①により、新たに外形標準課税の対象となる法人について、外形標準課税の対象となったことにより、従来の

課税方式で計算した税額を超えることとなる額のうち、次に定める額を、当該事業年度に係る法人事業税額から控除する措置を講ずる。

イ 令和8.4.1から令和9.3.31までの間に開始する事業年度 当該超える額に3分の2の割合を乗じた額

ロ 令和9.4.1から令和10.3.31までの間に開始する事業年度 当該超える額に3分の1の割合を乗じた額

④ その他所要の措置を講ずる。

(注) 令和8.4.1に施行し、同日以後に開始する事業年度から適用する。

#### 14. 震災特例法による特定の資産の買換えの場合の課税の特例の廃止

適用期限（令和6.3.31）の到来をもって廃止された。

#### 15. 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税等〔グローバル・ミニマム課税〕の見直し

(1) 構成会社等がその所在地国において一定の要件を満たす自国内最低課税額に係る税を課することとされている場合には、その所在地国に係るグループ国際最低課税額を零とする適用免除基準を設ける。

(2) 無国籍構成会社等が自国内最低課税額に係る税を課されている場合には、グループ国際最低課税額の計算においてその税の額を控除する。

(3) 個別計算所得等の金額から除外される一定の所有持分の時価評価損益等について、特定多国籍企業グループ等に係る国又は地域単位の選択により、個別計算所得等の金額に含める。

(4) 導管会社等に対する所有持分を有することにより適用を

受けることができる税額控除の額（一定の要件を満たすものに限る。）について、特定多国籍企業グループ等に係る国又は地域単位を選択により、調整後対象租税額に加算する。

- (5) 特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供制度について、特定多国籍企業グループ等報告事項等を、提供義務者の区分に応じて必要な事項等に見直す。
- (6) 外国税額控除について、次の見直しを行う。
  - ① 次に掲げる外国における税について、外国税額控除の対象から除外する。
    - イ 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税に相当する税
    - ロ 外国を所在地国とする特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等に対して課される税（グループ国際最低課税額に相当する金額のうち各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税に相当する税の課税標準とされる金額以外の金額を基礎として計算される金額を課税標準とするものに限る。）又はこれに相当する税
  - ② 自国内最低課税額に係る税について、外国税額控除の対象とする。
- (7) その他所要の措置を講ずる。

## ② 所得税

---

### 1. 定額減税（個人住民税を含む。）

令和6年分の所得税について、定額による所得税額の特別控除を次により実施する。

- (1) 居住者の所得税額から、特別控除の額を控除する。ただし、その者の令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下である場合に限る。
- (2) 特別控除の額は、次の金額の合計額（その者の所得税額が限度）とする。

① 本人 3万円

② 同一生計配偶者又は扶養親族（居住者に該当する者に限る。以下「同一生計配偶者等」という。） 1人につき3万円

- (3) 特別控除の実施方法は、次による。

#### ① 給与所得者に係る特別控除の額の控除

イ 令和6.6.1以後最初に支払を受ける給与等（賞与を含むものとし、給与所得者の扶養控除等申告書の提出の際に経由した給与等の支払者が支払うものに限る。）に係る源泉徴収税額から特別控除の額に相当する金額を控除する。

ロ 特別控除の額に相当する金額のうち、上記イ及びここに定めるところにより控除をしてもなお控除しきれない部分の金額は、以後令和6年中に支払われる当該給与等に係る源泉徴収税額（同年において最後に支払われるものを除く。）に係る控除前源泉徴収税額から、順次控除する。

(注) 給与所得者の扶養控除等申告書に記載した事項の異動等により特別控除の額に異動が生ずる場合には、年

末調整により調整する。

② 公的年金等の受給者に係る特別控除の額の控除

令和6.6.1以後最初に厚生労働大臣等から支払を受ける公的年金等（確定給付企業年金法の規定に基づいて支給を受ける年金等を除く。）につき源泉徴収をされるべき所得税の額について、上記①（（注）を除く。）に準じた取扱いとする。

（注） 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書に記載した事項の異動等により特別控除の額に異動が生ずる場合には、確定申告により調整する。

③ 事業所得者等に係る特別控除の額の控除

イ 令和6年分の所得税に係る第1期分予定納税額（7月）から本人分に係る特別控除の額に相当する金額を控除する。

ロ 特別控除の額に相当する金額のうち、第1期分予定納税額から控除をしてもなお控除しきれない部分の金額は、第2期分予定納税額（11月）から控除する。

ハ 予定納税額の減額の承認の申請により、第1期分予定納税額及び第2期分予定納税額について、同一生計配偶者等に係る特別控除の額に相当する金額の控除の適用を受けることができることとする。

ニ 上記ハの措置に伴い、令和6年分の第1期分予定納税額の納期を令和6.7.1から9.30までの期間（現行：令和6.7.1から7.31までの期間）とするとともに、令和6.6.30の現況に係る予定納税額の減額の承認の申請の期限を令和6.7.31（現行：7.15）とする。

ホ 令和6年分の確定申告書を提出する事業所得者等は、その提出の際に所得税額から特別控除の額を控除する。

(4) その他所要の措置を講ずる。

令和6年度分の個人住民税について、定額による所得割の額の特別控除を次により実施する。

(1) 納税義務者の所得割の額から、特別控除の額を控除する。  
ただし、その者の令和6年度分の個人住民税に係る合計所得金額が1,805万円以下である場合に限る。

(2) 特別控除の額は、次の金額の合計額（その者の所得割の額が限度）とする。

① 本人 1万円

② 控除対象配偶者又は扶養親族（国外居住者を除く。）  
1人につき1万円

（注） 控除対象配偶者を除く同一生計配偶者（国外居住者を除く。）については、令和7年度分の所得割の額から、1万円を控除する。

(3) 特別控除の実施方法は、次による。

① 給与所得に係る特別徴収の場合

特別徴収義務者は、令和6年6月に給与の支払をする際は特別徴収を行わず、特別控除の額を控除した後の個人住民税の額の11分の1の額を令和6年7月から令和7年5月まで、それぞれの給与の支払をする際毎月徴収する。

② 公的年金等に係る所得に係る特別徴収の場合

イ 令和6.10.1以後最初に厚生労働大臣等から支払を受ける公的年金等につき特別徴収をされるべき個人住民税の額（以下「各月分特別徴収税額」という。）から特別控除の額に相当する金額（当該金額が各月分特別徴収税額を超える場合には、当該各月分特別徴収税額に相当する金額）を控除する。

ロ 特別控除の額に相当する金額のうち、上記イ及びここに定めるところにより控除をしてもなお控除しきれない部分の金額は、以後令和6年度中に特別徴収される各月

分特別徴収税額から、順次控除する。

③ 普通徴収の場合

イ 令和6年度分の個人住民税に係る第1期分の納付額から特別控除の額に相当する金額（当該金額が第1期分の納付額を超える場合には、当該第1期分の納付額に相当する金額）を控除する。

ロ 特別控除の額に相当する金額のうち、上記イ及びここに定めるところにより控除をしてもなお控除しきれない部分の金額は、第2期分以降の納付額から、順次控除する。

(4) 道府県民税及び市町村民税における特別控除の額は以下のとおりとする。

① 道府県民税における特別控除の額は、特別控除の額に、その者の道府県民税所得割の額をその者の道府県民税所得割の額と市町村民税所得割の額との合計額で除して得た数値を乗じて得た金額とする。

② 市町村民税における特別控除の額は、特別控除の額から道府県民税における特別控除の額を控除して得た金額とする。

(5) 特別控除の額は、他の税額控除の額を控除した後の所得割の額から控除することとする。

(6) 以下の額の算定の基礎となる令和6年度分の所得割の額は、特別控除の額を控除する前の所得割の額とする。

① 都道府県又は市区町村に対する寄附金税額控除（ふるさと納税）の特例控除額の控除上限額

② 公的年金等に係る所得に係る仮特別徴収税額

(7) その他所要の措置を講ずる。

## 2. 公益信託制度の創設に伴う措置

- (1) 公益信託の信託財産につき生ずる所得（貸付信託の受益権の収益の分配に係るものにあつては、当該受益権が当該公益信託の信託財産に引き続き属していた期間に対応する部分の額に限る。）については、所得税を課さないこととする。
  - (2) 公益信託の受託者（個人に限る。）に対する贈与等により、居住者の有する譲渡所得の基因となる資産等の移転があつた場合には、当該居住者に対しその贈与等によるみなし譲渡課税を適用することとする。
  - (3) 公益信託の委託者がその有する資産を信託した場合には、当該資産を信託した時において、当該委託者から当該公益信託の受託者に対して贈与等により当該資産の移転が行われたものとして、当該委託者に対しその贈与等によるみなし譲渡課税を適用することとする。
  - (4) 公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金（出資に関する信託事務に充てられることが明らかなものを除く。）について、特定公益増進法人に対する寄附金と同様に、寄附金控除の対象とする。
- (注) 公益信託に関する法律（令和6年法律30号）の施行の日から適用する。

## 3. 社会保険診療報酬の所得計算の特例の見直し

対象医療機関に対し支給される流行初期医療の確保に要する費用が本特例の対象となることを明確化するとともに、支払調書及び源泉徴収制度の対象となる報酬・料金等の範囲に、社会保険診療報酬支払基金から支給される流行初期医療の確保に要する費用を加える。

#### 4. 特定の取締役等が受ける新株予約権の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等〔ストックオプション税制〕の見直し

- (1) 適用対象となる新株予約権に係る契約の要件について、「新株予約権を与えられた者と当該新株予約権の行使に係る株式会社との間で締結される一定の要件を満たす当該行使により交付をされる株式（譲渡制限株式に限る。）の管理等に関する契約に従って、当該株式会社により当該株式の管理等がされること」との要件を満たす場合には、「新株予約権の行使により取得をする株式につき金融商品取引業者等の営業所等に保管の委託等がされること」との要件を満たすことを不要とする。
- (2) その年における新株予約権の行使に係る権利行使価額の限度額について、次のとおりとする。

- ① 設立の日以後の期間が5年未満の株式会社が付与する新株予約権については、当該限度額を2,400万円（改正前：1,200万円）に引き上げる。
- ② 一定の株式会社が付与する新株予約権については、当該限度額を3,600万円（改正前：1,200万円）に引き上げる。

（注）上記の「一定の株式会社」とは、設立の日以後の期間が5年以上20年未満である株式会社で、金融商品取引所に上場されている株式等の発行者である会社以外の会社又は金融商品取引所に上場されている株式等の発行者である会社のうち上場等の日以後の期間が5年未満であるものをいう。

#### 5. 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の見直し

- (1) 個人で、年齢40歳未満であって配偶者を有する者、年齢

40歳以上であって年齢40歳未満の配偶者を有する者又は年齢19歳未満の扶養親族を有する者（以下「特例対象個人」という。）が、認定住宅等の新築若しくは認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得又は買取再販認定住宅等の取得をして令和6.1.1から令和6.12.31までの間に居住の用に供した場合の住宅借入金等の年末残高の限度額（借入限度額）を次のとおりとして本特例の適用ができることとする。

住宅の区分	借入限度額
認定住宅	5,000万円
特定エネルギー消費性能向上住宅	4,500万円
エネルギー消費性能向上住宅	4,000万円

- (2) 認定住宅等の新築又は認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得に係る床面積要件の緩和措置について、令和6.12.31以前に建築確認を受けた家屋についても適用できることとする。

6. 既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除の見直し  
適用期限が2年延長された。

7. 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除の見直し

- (1) 本税額控除の適用対象者の合計所得金額要件を2,000万円以下（改正前：3,000万円以下）に引き下げるとともに、適用期限を2年延長する。
- (2) 特例対象個人が、その者の所有する居住用の家屋について一定の子育て対応改修工事等をして、当該居住用の家屋を令和6.4.1から令和6.12.31までの間に居住の用に供し

た場合を適用対象に追加し、その子育て対応改修工事等に係る標準的工事費用相当額（250万円を限度）の10%に相当する金額をその年分の所得税の額から控除できることとする。

（注1） 上記の「子育て対応改修工事等」とは、①住宅内における子どもの事故を防止するための工事、②対面式キッチンへの交換工事、③開口部の防犯性を高める工事、④収納設備を増設する工事、⑤開口部・界壁・床の防音性を高める工事、⑥間取り変更工事（一定のものに限る。）であって、その工事に係る標準的な工事費用相当額（補助金等の交付がある場合には、当該補助金等の額を控除した後の金額）が50万円を超えること等一定の要件を満たすものをいう。

（注2） 上記の税額控除は、その年分の合計所得金額が2,000万円を超える場合には適用しない。

## 8. 認定住宅等の新築等をした場合の所得税額の特別控除の見直し

適用対象者の合計所得金額要件を2,000万円以下（改正前：3,000万円以下）に引き下げた上、その適用期限を2年延長する。

## 9. 特定の住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除の延長

適用期限が3年延長された。

## 10. 特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例の延長

適用期限が2年延長された。

11. 特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等及び特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等の見直し

- (1) 適用対象となる特定新規中小企業者に該当する株式会社等により発行される特定株式の取得に要した金額の範囲に、当該特定株式が当該株式会社等により発行された一定の新株予約権の行使により取得をしたものである場合における当該新株予約権の取得に要した金額を加える。
- (2) 適用対象に、特定新規中小企業者に該当する株式会社等により発行される特定株式を一定の信託を通じて取得をした場合を加える。

12. 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の見直し

適用期限を2年延長するとともに、本特例の適用を受けようとする個人が買換資産の住宅借入金等に係る債権者に対して住宅取得資金に係る借入金等の年末残高等調書制度の適用申請書の提出をしている場合には、住宅借入金等の残高証明書の確定申告書等への添付を不要とする。

(注) 令和6.1.1以後に行う譲渡資産の譲渡について適用する。

13. 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の延長  
適用期限が2年延長された。

14. 政治活動に関する寄附をした場合の寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除の延長  
適用期限が5年延長された。

15. 震災特例法による特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例等の廃止

適用期限（令和6.3.31）の到来をもって廃止された。

16. 令和6年能登半島地震災害の被災者に係る所得税等の特別措置

(1) 雑損控除の特例

令和6年能登半島地震災害により住宅や家財等について損失が生じたときは、令和5年分の所得税において、その損失の金額を雑損控除の適用対象とすることができる。

(2) 災害減免法の特例

令和6年能登半島地震災害により住宅や家財について甚大な被害を受けたときは、雑損控除との選択により、令和5年分の所得税について、災害減免法による軽減免除の適用を受けることができる。

(3) 被災事業用資産等の損失の必要経費算入の特例

令和6年能登半島地震災害により事業用資産等について損失が生じたときは、その損失の金額を令和5年分の事業所得等の金額の計算上、必要経費に算入することができる。

### ③ 相続税・贈与税

---

#### 1. 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の見直し

- (1) 適用期限が3年延長された。
- (2) 非課税限度額の上乗せ措置の適用対象となるエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋の要件について、住宅用家屋の新築又は建築後使用されたことのない住宅用家屋の取得をする場合にあっては、当該住宅用家屋の省エネ性能が断熱等性能等級5以上かつ一次エネルギー消費量等級6以上（改正前：断熱等性能等級4以上又は一次エネルギー消費量等級4以上）であることとする。

（注） 令和6.1.1以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用する。

#### 2. 非上場株式に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度の特例承継計画の提出期限の延長

非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度について、特例承継計画の提出期限が2年延長された。

## 4 消費税その他

---

### 1. プラットフォーム課税の導入

- (1) 国外事業者がデジタルプラットフォームを介して行う電気通信利用役務の提供（事業者向け電気通信利用役務の提供に該当するものを除く。）のうち、下記(2)の指定を受けたプラットフォーム事業者（「特定プラットフォーム事業者」）を介してその対価を収受するものについては、特定プラットフォーム事業者が行ったものとみなす。
- (2) 国税庁長官は、プラットフォーム事業者のその課税期間において上記(1)の対象となるべき電気通信利用役務の提供に係る対価の額の合計額が50億円を超える場合には、当該プラットフォーム事業者を特定プラットフォーム事業者として指定する。
- (3) 上記(2)の要件に該当する者は、その課税期間に係る確定申告書の提出期限までに、その旨を国税庁長官に届け出なければならない。
- (4) 国税庁長官は、特定プラットフォーム事業者を指定したときは、当該特定プラットフォーム事業者に対してその旨を通知するとともに、当該特定プラットフォーム事業者に係るデジタルプラットフォームの名称等についてインターネットを通じて速やかに公表するものとし、指定を受けた特定プラットフォーム事業者は、上記(1)の対象となる国外事業者に対してその旨を通知するものとする。
- (5) 特定プラットフォーム事業者は、確定申告書に上記(1)の対象となる金額等を記載した明細書を添付するものとする。
- (6) その他所要の措置を講ずる。

（注） 令和7.4.1以後に行われる電気通信利用役務の提供について適用する。

## 2. 事業者免税点制度の特例の見直し

- (1) 特定期間における課税売上高による納税義務の免除の特例について、課税売上高に代わり適用可能とされている給与支払額による判定の対象から国外事業者を除外する。
  - (2) 資本金1,000万円以上の新設法人に対する納税義務の免除の特例について、外国法人は基準期間を有する場合であっても、国内における事業の開始時に本特例の適用の判定を行う。
  - (3) 資本金1,000万円未満の特定新規設立法人に対する納税義務の免除の特例について、対象となる特定新規設立法人の範囲に、その事業者の国外分を含む収入金額が50億円超である者が直接又は間接に支配する法人を設立した場合のその法人を加えるほか、上記(2)と同様の措置を講ずる。
- (注) 令和6.10.1以後に開始する課税期間から適用する。

## 3. 高額特定資産を取得した場合の事業者免税点制度及び簡易課税制度の見直し

高額特定資産を取得した場合の事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用を制限する措置の対象に、その課税期間において取得した金又は白金の地金等の額の合計額が税抜200万円以上である場合を加える。

- (注) 令和6.4.1以後に国内において事業者が行う金又は白金の地金等の課税仕入れ及び保税地域から引き取られる金又は白金の地金等について適用する。

## 4. 簡易課税制度等の見直し

その課税期間の初日において所得税法又は法人税法上の恒久的施設を有しない国外事業者については、簡易課税制度の適用を認めないこととする。また、適格請求書発行事業者と

なる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置の適用についても同様とする。

(注) 令和6.10.1以後に開始する課税期間から適用する。

## 5. 適格請求書等保存方式〔インボイス制度〕の見直し

- (1) 適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置について、一の適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れの額の合計額がその年又はその事業年度で10億円を超える場合には、その超えた部分の課税仕入れについて、適用を認めないこととする。

(注) 令和6.10.1以後に開始する課税期間から適用する。

- (2) 一定の事項が記載された帳簿のみの保存により仕入税額控除が認められる自動販売機及び自動サービス機による課税仕入れ並びに使用の際に証票が回収される課税仕入れ(3万円未満のものに限る。)については、帳簿への住所等の記載を不要とする。

(注) 令和5.10.1以後に行われる上記の課税仕入れに係る帳簿への住所等の記載については、運用上、記載がなくとも改めて求めないものとする。

- (3) 簡易課税制度又は適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置を適用する事業者が、令和5.10.1以後に国内において行う課税仕入れについて、税抜経理方式を適用した場合の仮払消費税等として計上する金額につき、継続適用を条件として当該課税仕入れに係る支払対価の額に110分の10(軽減対象課税資産の譲渡等に係るものである場合には、108分の8)を乗じた金額とすることが認められることを明確化するほか、消費税に係る経理処理方法について所要の見直しを行う。

## 5 納税環境整備

---

1. 隠蔽し、又は仮装された事実に基づき更正請求書を提出していた場合の重加算税制度の見直し

過少申告加算税又は無申告加算税に代えて課される重加算税の適用対象に、隠蔽し、又は仮装された事実に基づき更正請求書を提出していた場合を加える。

(注1) 令和7.1.1以後に法定申告期限等が到来する国税について適用する。

(注2) 偽りその他不正の行為により国税を免れた場合等に、延滞税の計算期間から一定の期間を控除する特例が不適用となる措置について、隠蔽し、又は仮装された事実に基づき更正請求書を提出していた一定の場合が対象となることを明確化する運用上の対応を行う。

2. 偽りその他不正の行為により国税を免れた株式会社の役員等の第二次納税義務の整備

偽りその他不正の行為により国税を免れ、又は国税の還付を受けた株式会社、合資会社又は合同会社はその国税（その附帯税を含む。）を納付していない場合において、徴収不足であると認められるときは、その偽りその他不正の行為をしたその株式会社の役員又はその合資会社若しくは合同会社の業務を執行する有限責任社員（その役員等を判定の基礎となる株主等として選定した場合にその株式会社、合資会社又は合同会社が被支配会社に該当する場合におけるその役員等に限る。）は、その偽りその他不正の行為により免れ、若しくは還付を受けた国税の額又はその株式会社、合資会社若しくは合同会社の財産のうち、その役員等が移転を受けたもの及びその役員等が移転をしたもの（通常取引の条件に従って

行われたと認められる一定の取引として移転をしたものを除く。)の価額のいずれか低い額を限度として、その滞納に係る国税の第二次納税義務を負うこととする。

(注1) 「被支配会社」とは、1株主グループの所有株式数が会社の発行済株式の50%を超える場合等におけるその会社をいう。

(注2) 令和7.1.1以後に滞納となった一定の国税について適用する。

### 3. 税務代理権限証書等の様式の整備

税務代理権限証書、申告書の作成に関する計算事項等記載書面及び申告書に関する審査事項等記載書面の様式について、国税庁長官が必要がある場合に、所要の事項を付記すること又は一部の事項を削ることができることとするほか、「所属税理士会等」の欄の記載事項の簡素化を行う。

(注) 令和8.9.1以後に提出する税務代理権限証書、申告書の作成に関する計算事項等記載書面及び申告書に関する審査事項等記載書面について適用する。

### 4. 処分通知等の電子交付の拡充

電子情報処理組織を使用する方法(e-Tax)により行うことができる処分通知等について、次の措置を講ずる。

- (1) 法令上、全ての処分通知等について、e-Taxにより行うことができることとする。
- (2) e-Taxにより処分通知等を受ける旨の同意について、処分通知等に係る申請等に併せて行う方式を廃止し、あらかじめメールアドレスを登録してその同意を行う方式とする。
- (3) その他所要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、令和8.9.24から施行する。

# 都道府県別健康保険料率（全国健康保険協会）

（令和6年3月分～）

（単位：％）

都道府 県名	健康保険料率		都道府 県名	健康保険料率	
	介護保険第2号 被保険者に該当 しない方	介護保険第2号 被保険者に該当 する方		介護保険第2号 被保険者に該当 しない方	介護保険第2号 被保険者に該当 する方
北海道	10.21%	11.81%	滋賀県	9.89%	11.49%
青森県	9.49%	11.09%	京都府	10.13%	11.73%
岩手県	9.63%	11.23%	大阪府	10.34%	11.94%
宮城県	10.01%	11.61%	兵庫県	10.18%	11.78%
秋田県	9.85%	11.45%	奈良県	10.22%	11.82%
山形県	9.84%	11.44%	和歌山県	10.00%	11.60%
福島県	9.59%	11.19%	鳥取県	9.68%	11.28%
茨城県	9.66%	11.26%	鳥根県	9.92%	11.52%
栃木県	9.79%	11.39%	岡山県	10.02%	11.62%
群馬県	9.81%	11.41%	広島県	9.95%	11.55%
埼玉県	9.78%	11.38%	山口県	10.20%	11.80%
千葉県	9.77%	11.37%	徳島県	10.19%	11.79%
東京都	9.98%	11.58%	香川県	10.33%	11.93%
神奈川県	10.02%	11.62%	愛媛県	10.03%	11.63%
新潟県	9.35%	10.95%	高知県	9.89%	11.49%
富山県	9.62%	11.22%	福岡県	10.35%	11.95%
石川県	9.94%	11.54%	佐賀県	10.42%	12.02%
福井県	10.07%	11.67%	長崎県	10.17%	11.77%
山梨県	9.94%	11.54%	熊本県	10.30%	11.90%
長野県	9.55%	11.15%	大分県	10.25%	11.85%
岐阜県	9.91%	11.51%	宮崎県	9.85%	11.45%
静岡県	9.85%	11.45%	鹿児島県	10.13%	11.73%
愛知県	10.02%	11.62%	沖縄県	9.52%	11.12%
三重県	9.94%	11.54%			

- \* 1. 40歳以上65歳未満の方（介護保険第2号被保険者に該当する方）は全国一律の介護保険料率（1.60％）が加わります。上記表の右欄になります。
- \* 2. 各都道府県の保険料額表は、全国健康保険協会（協会けんぽ）のホームページ（<https://www.kyoukaikenpo.or.jp>）に掲載されています。
- \* 3. 健康保険組合に加入する方の健康保険料については、加入する健康保険組合にお問い合わせ下さい。